

特定障害福祉サービス事業所及び特定障害児通所支援に係る総量規制について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に定める「特定障害福祉サービス」および児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める「特定障害児通所支援」における総量規制について、下記の状況を鑑み、本協議会の協議結果により令和5年度の総量規制を決定・実施いたしたい。

記

1 総量規制の目的

特定障害福祉サービスおよび特定障害児通所支援(以下「特定障害福祉サービス等」という。)の適正な量を確保し、質の高いサービスを提供するため。

2 総量規制の対象となる特定障害福祉サービス等の種別

(1) 特定障害福祉サービス

- ア 生活介護
- イ 就労継続支援A型
- ウ 就労継続支援B型

(2) 特定障害児通所支援

- ア 児童発達支援
- イ 放課後等デイサービス

※ただし、共生型サービスの場合、または医療的ケアを要する障害児者(重症心身障害児者を含む)や行動障害がある障害児者を支援の対象とするサービスを提供する場合は、総量規制の対象としない。

3 総量規制を実施する際の手順

(1) 該当判定(実施時期:年度末実績集計後すみやかに実施)

前回までの協議により、次の基準に達した場合に総量規制を実施するものとした。

【定員数と必要見込量を比較】

定員数 > 必要見込量(計画値と実績値のいずれか多い方の値)

(2) 協議会報告

基準に達した特定障害福祉サービス等は、市障害者地域生活支援協議会全体会(以下、「協議会」という。)において、総量規制対象として報告する。

(3) 公表

協議会において総量規制の実施と決まった特定障害福祉サービス等は、市ホームページにて公表する。

4 特定障害福祉サービス等の現状

(令和5年3月31日時点)

	種別	市内事業所		判定	令和4年度 計画値[実績値] (人)
		箇所数	定員(人)		
1	生活介護	34	1028	>	813[837]
2	就労継続支援A型	35	652	>	597[599]
3	就労継続支援B型	47	934	>	902[932]
4	児童発達支援	35	400	>	158[257]
5	放課後等デイサービス	59	660	<	816[825]

5 令和5年度における総量規制対象サービスについて

前項にて示された各サービス種別の定員数と令和4年度計画値[実績値]の比較結果から、令和5年度の総量規制については以下のサービスを対象といたしたい。

(1) 特定障害福祉サービス

- ・生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型

(2) 特定障害児通所支援

- ・児童発達支援

6 総量規制の実施開始日

令和5年9月19日以降の申請より実施といたしたい。

(本協議会にて総量規制の要否協議後、1ヶ月間の周知期間を置き実施予定)

7 参考

(以前の総量規制の基準：令和2年11月に協議)【利用実績と必要見込量を比較】

- ① 当該年度の実績値と計画値を比較。
- ② 実績値が計画値を上回る場合(実績値>計画値)、実績値と翌年度の計画値を比較し、実績値が翌年度計画値を上回る場合(実績値>翌年度計画値)、協議会に報告。
- ③ 上記②で該当する特定障害福祉サービスについて、協議会報告し、協議会で認められた場合、総量規制を行う。

例) 結果:総量規制の対象サービスはなし

	種別	単位	令和2年度			判定	令和3年度
			計画値	判定	実績値		計画値
1	就労継続支援B型	人	638	<	724	<	774
2	児童発達支援	人	143	<	144	<	161